



令和元年 12 月号



三上税理士法人発行
オリジナル事務所通信

代表
便り

チュートリアル徳井さん問題

急激に寒くなって風邪気味の代表三上です。

さて今回は、チュートリアル徳井さんの脱税？無申告？問題です。

今回みたいな巨額な無申告は置いておいて、実は無申告自体はよくある話なのです。毎年数件、無申告の方から弊社にお問い合わせを頂きます。

理由は様々ですが、やはり申告するという行為に慣れていないことや、税金に対する負のイメージがあることが大きいと思います。税理士に頼むなんて堅苦しいし、あんまり所得も出ていないし、忙しいし、面倒くさいし、あっ、期限すぎちゃった、みたいな。商売を数年続けることができると、所得も出ているので次第に危機感を募らせていく。そして、税務署が来るのが先か税理士に頼むのが先かの2択になっていくという流れです。

現在は、SNS やホームページ、広告、求人誌などで情報発信しないと企業活動がしにくいので、無申告で企業を大きくするのは難しい世の中です。徳井さんのケースでは、2012 年～2015 年分の申告も過去に税務署から指摘されまとめて申告していたとのことですので、税務署から再三、申告してくれと電話や手紙で連絡をとっていたと思います。金額が大きいけれど理由は上記と同じなのでしょう。

数年前から、税理士が小学校を回って租税教室の講師をしています。政府の税金の使い道には色々と言いたいことが多いと思いますが、大きくは、略奪や貧困のない平和な日本で幸せに生活するために納税という仕組みがあります。税金はとっても大事なことで、それを伝えていくのも税理士の大事な役割だと、今回の事件を通して感じるのです。



年末年始休業日のお知らせ



年末年始休業日：令和元年 12 月 28 日（土）～ 令和 2 年 1 月 6 日（月）

※ただし、12 月 27 日（金）は大掃除のため、年内の通常営業は 12 月 26 日（木）までとなります。

また、勝川本店は移転し、1 月 7 日（火）より 新事務所（若草通 4 丁目）にて営業開始致します。

ご来店の際はご注意ください。（春日井インター店は変更ありません。）

移転の詳細は、同封のお知らせをご覧ください。

無料経営相談実施中！！！！

三上税理士法人では、税務担当者とは別に代表三上努による経営相談を実施しております。

12 月開催スケジュール(要予約)

12 月 5 日(木) 午前 10 時より 12 時まで

12 月 9 日(月) 午後 1 時より 5 時まで

12 月 10 日(火) 午後 6 時より 8 時まで

ご予約電話番号 **0120-974-830**



本店
便り

文責：定

令和 2 年分から青色申告特別控除額、基礎控除額が変わります!

令和 2 年分の所得税確定申告分から、青色申告特別控除額及び基礎控除額が変わります。

主な変更点は下記の通りです。令和 2 年分以後の所得税について適用されます。

改正①

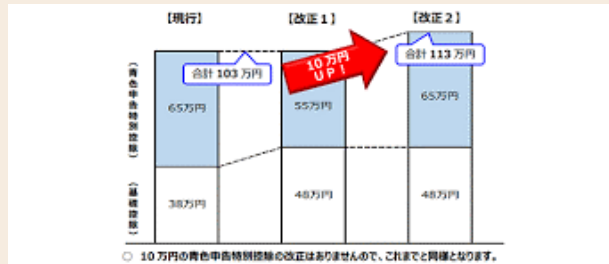
- ・青色申告特別控除額 (現行：65 万円 ⇒ 改正後 55 万円)
- ・基礎控除額 (現行：38 万円 ⇒ 改正後 48 万円)

↓更に

改正②

- ・「(改正後) 55 万円の青色申告特別控除」の適用要件に加えて、e-tax による申告(電子申告)又は電子帳簿保存を行うと、引き続き 65 万円の青色申告特別控除が受けられます。

※なお、従来の 10 万円の青色申告特別控除を受けるための要件に改正はありませんので、これまでと同様となります。



国税庁 HP より

改正前と比べて、青色申告特別控除額が 10 万円減額し基礎控除額が 10 万円増額するため、控除の合計額は変わりません(合計 103 万円)。しかし、e-tax による申告(電子申告)又は電子帳簿保存を行うことで、改正後も引き続き 65 万円の青色申告特別控除が受けられるため、控除の合計額は 10 万円増額します(合計 113 万円)。弊社でも電子申告に対応しております。現在電子申告されていないお客様も、電子申告又は電子帳簿保存を行うことをオススメします。詳しくは、担当者にご相談下さい。

インター店
便り

文責：大脇

もう師走だがや

木枯らしが身にこたえる季節となりましたね。今年も残すところあとわずかになってしまいました。

現在、テレビ愛知で月～金曜日に再放送しているドクターランプ アラレちゃん。懐かしいな～と事務所でも話題になっています。私、笑える漫画&アニメ大好きなんです♡ これは内緒ですが DVD ボックスも持っています(笑)LINE のスタンプも思わず買ってしまったのですが…ニコちゃん大魔王とか使いどころがわからず、可愛い後輩に意味もなく送ってみました。

アラレちゃんが放送されていたのは昭和 56 年。500 円札が出てきたときは思わず「懐かしいな～」と呟いてしまいました。昭和 57 年になぜ 500 円札が硬貨に変わったかを調べると…何百円かの買い物をする機会が増えたこと、自動販売機の利用が活発になったことがあげられるそうです(出典：学研教育情報資料センター)。500 円札の買取額は最低でも 2 倍、珍しいシリアル番号だと 2500 円を超える付加価値がつくものもあるそうです。…押入れの隅にでもないかな…ガサゴソ…



【アラレちゃんの飲酒シーンに注意喚起テロップ。時代ですね。】

アラレちゃんといえば、豪快に家、時には地球も壊したりしますよね(^^) せんべえさんの家の修復は「修繕費」になりますが、「修繕費」と「資本的支出」の判断基準についておさらい…。

建物や車など、所有している固定資産を修繕した場合、基本的には「修繕費」として費用計上します。しかし、その修繕内容によっては「固定資産の資本的支出」とみなされ、減価償却をして複数年かけて費用にしなくてはならない場合もあります。

- ・ **修繕費** : 破損・故障した固定資産を、通常の維持管理の範囲内で原状回復させる為に要した費用。
具体例でいくと…雨漏りの修理、壁の修繕、蛍光灯を LED ランプに取替、等。
- ・ **資本的支出** : 固定資産を元の機能まで回復させるだけでなく、付加的な機能を加えるために支払った費用。
⇒新しい機能をつけたり、今までより長く使えるようになったりした費用。
具体例でいくと…防水加工、和室から洋室への用途変更、等。

20 万円未満であればどのような修理代であっても修繕費になります。不明点等は担当まで…。

行楽日記

南知多グリーンバレイ

南知多グリーンバレイに行ってきました。

文責：生田 大きな敷地の中で、フィールドアスレチックや果物狩り、バーベキューなどを楽しむことができます。中にはバンジージャンプやスカイコースターなどスリリングなアトラクションもあります。

フィールドアスレチックは 30 箇所もあり、小さい子供しかできないような細く狭い所を通る箇所や、大人も苦戦する難コースまで幅広くあります。勿論付き添い人コースも用意されているので苦手な物に無理に挑戦する必要はなく、自分ができそうな物だけやってみました。



中でも、池に浮かぶいくつもの島を渡り、いかだで帰ってくるポイントで大苦戦。浮き島がグラグラ揺れて渡るたびにあちこちから悲鳴が上がります。実際、池に落ちて全身ずぶ濡れになってしまったお子さんや、池に財布を落としてあてもなく探す大学生もいてなかなかシビアでした。

私達はなんとか無事に 30 ポイントを通過しましたが、子供もクタクタ、大人は筋肉痛。それでも気分は爽快でいい運動でした。

大人から子供まで思いっきり体を動かし自然を楽しめた一日となりました。

12月の税務



- ・ 固定資産税（都市計画税）の納付（第 3 期分） **納付期限…12 月中において各自治体の条例で定める日**
- ・ 10 月決算法人の確定申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税）、4 月決算法人の中間申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税）（半期分）
申告期限…1 月 6 日(月)
- ・ 給与所得の年末調整

経営
情報

文責：後藤

キャッシュレス決済手数料の消費税区分



2019年10月からの消費増税に伴い、2020年6月までの9ヶ月間「キャッシュレス決済ポイント還元制度」が導入されました。それに伴い、キャッシュレス決済を導入される事業者も増えています。消費者がキャッシュレス決済を利用した際に、お店(事業者)側はクレジットカード会社や決済代行会社に決済手数料を支払います。この決済手数料は、消費税を「課税」もしくは「非課税」のどちらで処理されるのでしょうか。

1. クレジットカード決済

①クレジットカード会社との直接契約の場合

お店はクレジットカード会社に対して代金を請求し、一定の決済手数料が差し引かれて入金されます。これは「カード売上代金をクレジット会社に譲渡する」取引とみなされます。そのため、クレジットカード利用による代金回収は「金銭譲渡」と同様の取り扱いとなります。この場合の決済手数料は譲渡した金銭債権の利息としての性格を有するとされており、課税対象になじまないため「非課税」となります。

②カード決済代行会社を通じた契約の場合

クレジットカード売上はクレジットカード会社に直接譲渡しているわけではなく、カード決済代行会社を通じてクレジットカード会社に譲渡されます。したがってこの取引は金銭債権の譲渡ではなく、システム利用料のような名目であるため「課税」と判断されます。

2. 電子マネー

電子マネーの場合、その種類によって課税判断が異なります。

①後払い方式の場合 (QUICPay など)

クレジットカードと同様、お店が消費者に対して代金を請求できる権利を電子マネー登録事業者に譲渡することになります。したがって、入金時に差し引かれる決済手数料は基本的に「非課税」になります。

※ただし、電子マネー登録事業者との間に代行会社が入っている場合等は、クレジットカードと同様、課税になる場合もあります。

②前払い方式の場合 (LINE Pay など)

商品購入時点で「お金」が「電子マネー」に換わっているだけで、現金で商品を購入するときと同様となり、金銭請求権自体が発生しません。その代わりにお店は、電子マネー登録事業者に代金を請求できる権利を新たに取得します。消費者に対する金銭請求権を譲渡する行為自体が発生しないため、決済手数料は基本的に「課税」になります。

※契約内容により異なる場合もあります。

今回は、お店側が支払う決済手数料の消費税区分に着目してお話させていただきました。

詳しい内容やご不明な点は一度担当者へお問い合わせください。

三上税理士法人

- 本店 〒486-0945 愛知県春日井市勝川町 4-170 パークサイドハイツ 1 階
TEL:0568-36-2022 / FAX:0568-36-2039 (令和元年 12 月末まで)
- 春日井インター店 〒486-0812 愛知県春日井市大泉寺町 108 番地 9
TEL:0568-82-7770 / FAX:0568-82-7771
- ◆ 共通メールアドレス mikami@taxer.info